

2月7日(水)から 3月15日(木)まで 所得税と町県民税の 申告相談が 始まります

平成29年分所得税の確定申告および平成30年度町県民税の申告相談が次の日程で始まります。

平成30年1月1日現在美郷町に住所登録している方の、平成29年1月1日から12月31日までの所得が対象となります。

- 期 間 ● 2月7日(水)～3月15日(木)
日 程 ● 11ページの日程表をご覧ください。
時 間 ● 午前の部：午前8時45分～正午
 午後の部：午後1時～午後4時（受付終了時刻）
 ※3月15日(木)は午前の部で終了します。

会 場

- 【千畑地区】美郷町役場 3階 大会議室(エレベーターをご利用ください)
【六郷地区】美郷町中央ふれあい館 1階 ホール
【仙南地区】美郷町南ふれあい館 1階 和室

所得税の確定申告について

申告が必要な方

- ・ 農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・ 地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・ 給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・ 年末調整をした給与以外の所得が、20万円を超える方
- ・ 勤務先で源泉徴収されていない方
- ・ 土地や建物を売った方 など

町県民税の申告について

申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方（町県民税の申告をしたとみなされます）以外で下記にあてはまる方

- ・ 年末調整をした給与所得のほかに20万円以内の所得がある方
- ・ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・ **収入が遺族年金、障害年金や失業給付金などの非課税所得のみの方**

※未申告の場合は国民健康保険税等に影響します。

申告が必要かどうかの簡易判定フローチャートを10ページに掲載していますので、ご参照ください。

申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カードと身分証明書(運転免許証など)
- ②「利用者識別番号」の通知または税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがき
- ③印鑑(認め印で可)
【給与や公的年金等の収入がある方】
- ④源泉徴収票の原本
【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】
- ⑤収支内訳書または帳簿など
- ⑥農産物の出荷証明書など
- ⑦必要経費として計上するものの支払証明書や領収書など
※事業所得がある方は、事前に収入金額や必要経費を収支内訳書やノートなどに整理・集計してからご来場ください。

【一時所得・雑所得(個人年金、報酬)等がある方】

- ⑧支払明細書や支払調書など

【各種控除を申告される方】

- ⑨社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除
→保険料を支払った証明書や領収書
- ⑩寄付金控除→支払った領収書や証明書
- ⑪障害者控除→障害者手帳など
- ⑫医療費控除→対象の医療費を集計した明細書

※今回の申告から、医療費の申告方法に一部変更があります。詳しくは左ページをご確認ください。

【所得税の還付申告をする方】

- ⑬通帳やキャッシュカードなど申告者の口座情報を確認できるもの(本人名義の口座に限る)
※家族の分も申告される場合は、対象者の口座情報が確認できるものもお持ちください。

ここが変わりました

「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました

以前は「医療費の明細書」の作成は義務付けられていませんでしたが、平成29年分から「医療費控除の明細書」という名称で新しい様式になり、申告書への添付が必要にな

りました。「医療を受けた方」「医療機関(病院・薬局)」ごとに支払った医療費を集計してからご来場ください。

セルフメディケーション税制が創設されました

セルフメディケーション制度とは、健康の維持増進と疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2,000円を超える部分

の額(上限8万8,000円)について、その分の所得控除を受けることができる医療費控除の特例です。なお、この特例は従来の医療費控除と同時に利用することはできませんので、いずれか一方を選択して適用することになります。

■スイッチOTC医薬品とは?

以前は医師の処方せんが必要でしたが、処方せんなしに薬局などで購入できるように認可された医薬品です。

なお、対象商品の多くには共通識別マークが表示されます。



■一定の取組とは?

申告対象の1月から12月の間に、次のいずれかを受けていることが要件です。

- ・予防接種
- ・がん検診
- ・特定健康診査(メタボ健診)
- ・定期健康診断(事業主健診)
- ・健康診査(人間ドックなど)

■申告に必要なもの

- ・上記「一定の取組」を受けたことが分かる領収書または結果通知書
- ・セルフメディケーション税制の明細書

※領収書の中から対象の医薬品の購入金額を抽出し、薬局ごとに支払った医療費を集計してからご来場ください。

※明細書は国税庁HPからもダウンロードできます。

領収書の表示例

国 税 庁	
虎ノ門店 TEL: 03-*****	東京都千代田区霞が関*****
■ 領収書 ■	
2017年4月1日(土) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,273
スツウヤク00	¥700
バンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬MIN	¥691

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥238
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

お忘れなく

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

記載が必要になる方

申告者本人、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者

番号確認のため、世帯全員のマイナンバーカード(個人番号カード)または、通知カードをお持ちください。

■本人確認が必要です

- ・マイナンバーの提供を受けるときは、「なりすまし」を防ぐため、本人確認が義務付けられています。
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

電子申告には利用者識別番号が必要です

町では、所得税の確定申告の内容を書面ではなく、電子データで税務署に提出しています。昨年度、町の申告相談に来られた方には電子申告に必要な「利用者識別番号」を取得していただいていますので、その際に交付された利

用者識別番号の通知をお持ちください。また、税務署から「確定申告のお知らせ」のはがきが届いた方は、はがきもお持ちください。利用者識別番号未取得の方は、今年度の町の申告相談会場でも取得することができます。